

大崎市小規模工事等契約希望者登録申請について

令和5年度から令和7年度までに市が発注する小規模工事等（50万円以下）の受注を希望される方の登録申請を受付します。

対 象	<p>市内に主たる事業所を有し、市税を完納している者 （個人、法人、建設業許可の有無などは問いません）</p> <p>※一括下請けは認めませんので、自ら施工できる範囲内で申請してください。</p> <p><登録できる業種></p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築関係 ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装（カーテン、カーペット）、塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨樋 等・ 設備関係 電気器具、配線、照明、放送機器、空調機器、ボイラー、ガス機器、排水詰まり 等・ 土木関係 防護柵、舗装、土工 等
登録有効期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
申請受付期間	令和5年2月1日（水）～令和5年2月28日（火） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
必要書類	<p>① 法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申請書（所定様式）・ 誓約書・役員名簿（所定様式）・ 現在事項全部証明書の写し・ 代表者印の印鑑証明・ 市税に未納のないことの証明（所定様式） 申請日から3か月以内に証明のもの・ 返信用封筒（宛名明記・84円切手貼付）・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し <p>② 個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申請書（所定様式）・ 誓約書・役員名簿（所定様式）・ 身分証明書（破産者で復権を得ない者に該当しない旨の証明書）・ 代表者の印鑑証明・ 市税に未納のないことの証明（所定様式） 申請日から3か月以内に証明のもの・ 返信用封筒（宛名明記・84円切手貼付）・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し <p>※受理票の発行は行いませんので、希望される方は返信用はがき等を同封してください。</p>

申請方法	大崎市公式ウェブサイトから申請書類をダウンロードし、申請書類一式を持参または郵送等により提出してください（2月28日まで必着）。
登録できない方	<ul style="list-style-type: none"> ① 大崎市内に主たる事業所又は住所を有しない方 ② 破産者で復権を得ていない方 ③ 大崎市契約規則に基づく競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録している方 ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方（例：電気工事、管工事、消防施設工事） ⑤ 市税を滞納している方 ⑥ 大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年大崎市規則第39号）第4条各号のいずれかに該当する者
受付場所・問い合わせ	<p>〒989-6188 大崎市古川七日町1-1 大崎市役所 財政課 入札契約担当（東庁舎3階） 総務部財政課 入札契約担当 TEL：0229-23-5177 FAX：0229-24-1819</p>